

PPP／PFI推進会議の運営要領

第1 趣 旨

「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、令和6年5月13日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するPPP／PFI推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程（以下「規程」という。）に関する
こと
- (2) 道のPPP／PFI（「建築物又はプラントの整備等に関する事業」または「利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」に該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（以下、「規程の対象事業」という。）に係るもの）の推進に関する
こと
- (3) 市町村のPPP／PFI（規程の対象事業に係るもの）の導入促進に関する
こと
- (4) PFI法に基づく道の個別事業の導入支援に関する
こと

第3 組 織

- 1 会議には座長を置き、総合政策部計画局計画推進課社会資本・強靱化担当課長をもって
充てる。
- 2 総合政策部計画局計画推進課は、道のPPP／PFI事業（規程の対象事業に係るもの）
に関する総合的な窓口となるPPP／PFI総括担当部局としての役割を担う。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「PPP／PFI推進ワーキングチーム」
を設置する。
- 3 「PPP／PFI推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成
する。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 PFI支援チーム

- 1 会議には、PFI法に基づく道の個別事業の推進・実施に関する支援を担う「PFI
支援チーム」を設置することができる。
- 2 「PFI支援チーム」の設置・運営に関する規程は別に定める。

第6 その他

会議の庶務は、PPP／PFI総括担当部局において処理する。

別表

所 属	構成員の職
総務部	総務課課長補佐（総務）
総合政策部	総務課課長補佐（調整） 計画推進課課長補佐（社会資本整備）
環境生活部	総務課課長補佐（政策調整）
保健福祉部	総務課課長補佐（政策調整・危機管理）
経済部	経済企画課課長補佐（政策調整）
農政部	農政課課長補佐（企画）
水産林務部	総務課課長補佐（政策調整）
建設部	建設政策課課長補佐（建設政策） 計画管理課課長補佐（計画）
出納局	財務指導課課長補佐（企画）
企業局	総務課課長補佐
道立病院局	総務課長補佐（予算・決算・経理）
教育庁総務政策局	教育政策課課長補佐（政策企画）
警察本部総務部	会計課課長補佐（予算）

※財政課課長補佐（オブザーバー）

P F I 支援チームの設置・運営要領

第1 趣旨

この要領は、「PPP／PFI 推進会議の運営要領」第5の第1項に基づいて設置するPFI 支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置・運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

- (1) 個別のPFI 事業の推進・実施に当たっての手続きに関すること
- (2) その他個別のPFI 事業の推進に当たっての支援に関すること

第3 設置・運営

- 1 支援チームは、PPP／PFI 推進会議のもとに、必要に応じて個別の事業ごとに設置する。
- 2 支援チーム設置の可否については、個別のPFI 事業を実施する部局（以下「事業実施部局」という。）がPPP／PFI 総括担当部局と協議の上、判断する。
- 3 支援チームは、事業実施部局が招集する。

第4 構成員

支援チームは、次のような専門的分野の担当係長等で構成する。（構成員の専門分野は当該事業の内容により異なるため、事業実施部局が適切な部署を指定する。）

- ・ 事業実施部局の課長補佐（主幹）（主宰）及び係長（主査）
- ・ 技術系部門担当係長（主査）
- ・ 契約・出納部門担当係長（主査）
- ・ 財産管理部門担当係長（主査）
- ・ PPP／PFI 総括担当部局係長（主査）
- ・ その他必要な専門分野の関係係長（主査）
- ・ 委託したアドバイザー業者

第5 その他

支援チームの庶務は、事業実施部局において処理する。